

## 伝統的工芸品の指定要件等について

産業技術課

## 1 指定に係る関係法令

## (1) 国指定

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（法律第五十七号）

- ・昭和 49 年 5 月 25 日 施行
- ・法第 2 条

## (2) 県指定

長野県の美しい伝統的工芸品を未来につなぐ条例（条例第 15 号）

- ・令和 5 年 4 月 1 日 施行
- ・条例第 8 条

長野県伝統的工芸品指定要綱（57 工第 30 号）

- ・昭和 57 年 5 月 13 日 制定 / ・令和 5 年 3 月 20 日 改正
- （要綱第 2 の 2、要綱第 3、要綱第 4 第 2 項）

## 2 指定要件

工芸品であって次の要件に該当するもの

	指定要件	経済産業大臣指定	長野県知事指定
(1)	主として日常生活の用に供されるものであること。	同左	同左
(2)	製造過程の主要部分が手工業であること。	同左	同左
(3)	伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。	「伝統的」とは、原則として当該工芸品を製造する技術又は技法が <u>100 年以上</u> の歴史を有し、今日まで継続していること。	「伝統的」とは、原則として当該工芸品を製造する技術又は技法が <u>概ね 50 年以上</u> の歴史を有していること。
(4)	伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。	「伝統的」とは、原則として主たる原材料が <u>100 年以上</u> 継続的に使用されていること。	「伝統的」とは、主たる原材料が <u>概ね 50 年以上</u> 継続的に使用されていること。
(5)	一定の地域において少なくとも一定数の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているものであること。	「少なくとも一定数」とは、原則として <u>10 以上の事業者又は 30 人以上の従事者</u> があること。	当該工芸品を製造する <u>事業者が 2 者以上</u> であること。 ※特別な事業がある場合、12 年以上製造していることなど証明できれば 1 者でも指定可。